

リンク専用利用に対するガイドライン

このガイドラインはリンク専用利用において良識ある対応をいただくための一定のルールとして、また、リンク専用利用に関する（一財）札幌アイスホッケー連盟（以下：連盟）の考え方を表し、結果、連盟登録会員の共益に資するために制定するものである。

1 順守すべき事項（ルール）

チームとしてリンクを専用利用する場合にはチーム・個人ともに連盟に登録の上、リンク調整会議（リンクアサインミーティング）に参加し、リンク枠の割当てを受けること。

なお、連盟が「強化・普及チーム」として指定したチームについては、例外とする場合があり、その際のリンク割当て方法などの定めは別に決定し、当該チームへ通知する。

（１）上記のとおり、原則、利用者は連盟に登録された選手及びスタッフであること。

この場合の例外としては、当該チームへの入部を検討していることを始めとするビジターや他の連盟登録チームを招いての練習試合などに限定されるべきであり、連盟に登録されていない者が使用者の大半を占めること及び常用的に利用することは認めないという考えである。

（２）利用にあたっては、専用利用の許可を受けている時間を守ること。（リンク整備が終了していない）専用利用時間前や終了時間後の利用は施設担当者によるリンク整備等に影響を及ぼすことから厳に慎むこと。

また、上記内容を含め、各リンクで定めるルール（掲示されている注意事項や職員からの勧告・注意・指導）を守ること。

（３）リンク調整会議で取得した専用利用枠リンク上またはリンク施設内において発生したトラブル（専用利用時間中、時間外問わず、チーム同士、選手同士、施設なども全て）を含む全ての事案については、リンクの専用利用を取得したチームの代表者の責任のもと処理をすること。

どのような状況にあっても、連盟は一切関与しない。

（４）他連盟チームや国外チームとの練習試合などを行う場合には、原則、自チームに振り当てられるリンク枠を利用して行うこと。

なお、試合数や先方のスケジュールなどの関係により、自チームに振り当てられる枠を利用する

ことでは不足する場合や確保が困難な場合は、利用前2か月を確保できるリンク調整会議（例：4月利用であれば1月のリンク調整会議とする。）の場にて申請し、承認を得ること。

ただし、全体リンク枠数の状況に左右されることや連盟主催大会・行事などの日程確保のため、必ずしも申請した枠全てを確保できるとは限らないことを了承の上、申請すること。

この場合においても、連盟登録チームに貸出すものとし、対戦チームへの貸出しは行わない。

2 禁止事項

（1）カテゴリーの異なるリンク枠を取得して利用すること。

例）リンク利用料が安いカテゴリーでリンク枠を取得し、社会人が専用利用するなど。

（2）連盟登録チームや他連盟登録チーム問わずリンク枠を譲渡すること。

カテゴリーが同一であっても、リンク枠を確保したチームと別チームによる専用利用は認めない。

「強化枠」「普及枠」についても上記と同様に譲渡することは禁止する。

ただし、練習試合の対戦相手となることはこの禁止事項に含まれない。

やむを得ずリンク枠を確保したチームを変更する場合には、連盟事務局（事務局長・事務局次長）へリンク利用日の5日前までに連絡し、許可を得ること。

なお、リンク枠を確保したチーム名と異なるチーム名で領収証を求めることや連盟事務局への連絡なしにリンク枠確保チームを変更した場合にはリンク枠の譲渡と判断するので注意すること。

（3）リンク利用者へ迷惑をかける行為を行うこと。

この行為については、施設からの報告や利用者からの苦情などにより、連盟で判断する。

3 その他

上記「1 順守事項」に反する行為、「2 禁止事項」の行為を連盟が認定した場合において、注意・指導及びリンク枠割当停止を始めとする対応措置を連盟審議委員会及び連盟理事会の審議・決定により行う場合がある。

リンク調整会議を公開により開催し、リンク枠確保チームを決定していることから、公平性を担保するために徹底するものである。